

条例案の概要

条例名	要 旨
<p>1 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正を踏まえ、個人番号を利用することができる事務として生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給に関する事務を追加する等するための改正</p> <p>2 内 容 (1) 県が独自に個人番号を利用することのできる事務に「外国人に対する進学準備給付金の支給に関する事務」を追加 (2) 同一の執行機関内における他の事務への利用又は他の執行機関への提供ができる特定個人情報に「進学準備給付金の支給に関する情報」を追加</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>
<p>2 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 埼玉県産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料及び依頼試験に係る手数料を追加等するための改正</p> <p>2 内 容 (1) 試験研究機器の追加 (例) 小型射出成形機 1時間1,910円 (2) 依頼試験の追加 アルコールアナライザによる定量分析 1試料1測定2,420円 (3) 試験研究機器に係る使用料及び依頼試験に係る手数料の廃止</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>

条 例 名	要 旨
<p>3 埼玉県森林環境譲与税基金 条例</p>	<p>1 趣 旨 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第2項の規定により実施する森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するための条例の制定</p> <p>2 内 容 (1) 積み立てる額 積み立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。 (2) 基金の処分 森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てる場合に処分することができる。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>
<p>4 埼玉県建築基準法施行条例 の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 建築基準法等の一部改正を踏まえ、高い延焼防止性能等を有する構造の校舎の教室等の出入口に関する基準を見直す等するための改正</p> <p>2 内 容 (1) 主要構造部規制の合理化 (例) 校舎の教室等の出入口を1か所に緩和できる要件として、避難終了まで倒壊しない構造でバルコニーがある場合を追加 (2) 小規模な特殊建築物に係る基準の合理化 (例) その一部に車庫等を設ける建築物に係る耐火基準を廃止</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>

条 例 名	要 旨
<p>5 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 深谷市における町の区域の新設に伴い、深谷警察署の管轄区域の規定を整備するための改正</p> <p>2 内 容 深谷警察署の管轄区域の規定の整備 追加する区域 岡一丁目、岡二丁目</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>